

岡山市物品購入等競争入札心得

(趣旨)

第1条 本市における物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）の契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、見積用の仕様書、カタログ、見本（写真）及び図面等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に書面にて説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載すること。このときにおいて落札金額は、入札価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

3 入札参加者は、入札（見積）書（岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）様式第2号）（以下「入札書」という。）に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判による。）のうえ、自ら入札箱に投入しなければならない。なお、郵便等による入札は認めないものとする。

4 入札参加者は1業者1人とする。

5 指定の入札開始時間経過後の入札の参加は、原則として認めない。

6 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

7 入札に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することがある。

8 入札書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。使用印及び代理人の印を必ず持参すること。

9 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと、同一のものでなければならない。

10 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一入札事項について他の入札参加者の代理をすることはできない。

11 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 公開前に許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）、岡山市物品製造請負低入札価格調査実施要綱第4条に規定する調査基準価格、岡山市物品製造請負最低制限価格の設定に関する要綱第4条に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）、設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反した場合は、違反した者の入札への参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に前各項第1項から第4項に定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも自由に入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札開始前にあっては、入札辞退届を契約事務担当課に提出して行う。

(2) 入札開始後にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出して行う。ただし、入札参加者が入札書を入札箱に投入した後は、辞退することはできない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期、中止、取消し)

第5条 本市が必要と認めたときは、入札を延期し又は中止し若しくは取り消すことがある。

2 指名競争入札において、入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。以下同じ。）が1人となった場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者が1人となった場合は入札を不調とする。

3 一般競争入札において、入札開始前に入札参加者がいない場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とする。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札方法に違反して行われた入札

(3) 委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない代理人がした入札

(4) 同一入札事項について2人以上の入札参加者の代理をした者がした入札

(5) 同一入札事項について他の入札参加者の代理をした者がした入札

(6) 入札書に記名押印がない入札

(7) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札

(8) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札

(9) 郵便等によりした入札

(10) 明らかに不正によると認められる入札

(11) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）がした入札

(12) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けている場合は、許容価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札執行者が必要があると認める場合には、落札決定を保留することがある。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約情報の公表）

第10条 一般競争入札に係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準（以下「基準」という。）第6条第2項の規定に、指名競争入札に係る契約情報については、基準第6条第3項の規定にそれぞれ基づき、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（契約保証金等）

第11条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決まで）に、次のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により岡山市指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付国債に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証であるときは、その保証書を提出すること。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出すること。

（契約書の提出）

第12条 落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案の提出をしないときは、落札は、その効力を失う。